

福岡都市圏南部環境事業組合建設検討委員会
第10回建設検討委員会 会議概要

1. 開催日時	平成20年7月10日(木) 9:55~11:17
2. 開催場所	春日市議会 全員協議会室
3. 出席者	<p>委員長(福岡市環境局長) 副委員長(春日市地域生活部長) 委員(福岡市環境局総務部長) 委員(福岡市環境局施設部長) 委員(福岡市環境局総務部計画課長) 委員(春日市地域生活部環境課長) 委員(大野城市環境生活部長) 委員(大野城市環境生活部サイクル推進課長) 委員(太宰府市市民生活部長) 委員(太宰府市市民生活部環境課長) 委員(那珂川町住民生活部長) 委員(那珂川町住民生活部環境防災課長) 委員(福岡都市圏南部環境事業組合事務局長)</p>
4. 欠席者	なし
5. 議題	<p>(1) 議事 議題1 中間処理施設処理方式の検討について 議題2 経営手法専門部会について</p> <p>(2) 報告事項 報告1 建設専門部会の新規部会員について 報告2 中間処理施設基本計画及び生活環境影響評価について</p>

(1) 議 事

議題 1 中間処理施設処理方式について

【協議事項】

前回検討委員会での決定事項等の確認

中間処理施設処理方式の比較検討に際し稼働期間 25 年のごみ量とごみ質、中間処理施設の施設規模を設定するとともに、炉の構成は 2 基以上、運転要員数は公設公営の場合で検討することとした。

組合議会からの意見等について

スケジュール表などで見ると基本計画策定について建設検討委員会・専門部会・委託業者の責任の所在や役割が解らない。

< 回答案 > 組合での基本計画策定にあたっては、建設検討委員会(組合構成市町局・部長、課長で構成)へ諮問しており、専門的事項については専門部会(学識経験者で構成)の専門的見地からの意見に基づいた答申を受けることとしている。また、これらの検討、審議に要するデータの収集・整理などは委託業務として行うこととしている。このような基本計画策定における責任の所在と役割がより明確になるようスケジュール表などを修正する。

運営期間 25 年間で方式の比較を行っているが、最終処分場においては処分する残渣物の形状により、25 年以上使用することが可能となる。そのような場合を加味した評価として欲しい。

< 回答案 > ライフサイクルコストを算定する際に考慮する。

今回の協議における決定事項

キルン式ガス化溶融方式について

当該方式を検討対象から除外することを決定した。

処理方式の比較検討のため、稼働実績を有する全メーカーに各種データ等の提供を求めていたが、当該方式では最大規模の稼働実績を持つメーカーから組合に対し組合が計画している中間処理施設については、社内事情により今後対応できない旨の申し出があった。このため、処理方式選定基準の『稼働実績が十分にある』(ガス化溶融方式については 100 t/日/炉以上の稼働実績があること)に適合しなくなったものである。

この結果、検討対象は 4 方式(「ストーカ式焼却方式」、「ストーカ式焼却 + 灰溶融方式」、「流動床式ガス化溶融方式」、「シャフト式ガス化溶融方式」)となった。

中間処理施設の建設費について

「中間処理施設のライフサイクルコスト」の算定にあたり、キルン式ガス化溶融方式を除く 4 つの処理方式で「建設費」の価格比較の手法として、メーカー見積価格の相対値平均の採用を決定した。

複数の処理方式の中間処理施設の建設を行っているメーカー 6 社の見積価格について比較・検討し、全社ともに「ストーカ式焼却方式」が一番安いことから、これを基準(1.00)とし、各社毎に処理方式のコスト比を算定し、次に、これらのコスト比を処理方式毎に平均して「相対値平均」としたものである。

中間処理施設の解体費について

「中間処理施設のライフサイクルコスト」の算定にあたり、「解体費」は、ダイオキシン対策特別措置法施行後の解体実績が少ないこと、またメーカーからの見積りにおいても処理方式での差はないとの結論になり、4方式共通の解体費として、福岡市東部工場の実績値を採用することとした。

今回の協議における継続審議事項

中間処理施設基数構成について

残渣物の最終処分方法について

最終処分場建設費及び運営・維持費の算定方法の考え方について(ライフサイクルコストに使用する)

議題2 経営手法専門部会について

【協議事項】

経営手法専門部会について

福岡都市圏南部環境事業組合建設検討委員会は、組合が設置・運営する可燃ごみ処理施設（中間処理施設及び最終処分場）の建設に関し、管理者より諮問された「可燃ごみ処理施設に関すること 事業方式に関すること」について審議を行っている。

今後「事業方式に関すること」として、可燃ごみ処理施設の建設及び運営に伴う事業方式を審議するに当たり、従来型の公設公営手法に加え、民間活力の活用等を含む整備手法についても、法律や金融・経済などの学識者による専門的な見地から調査・検討を行い、客観性・公平性・透明性をもって比較・評価をするための機関として、経営手法専門部会の設置を求めるもの。

平成20年度における検討内容

- ・公設公営手法と、その他民設民営など様々な経営手法について比較・評価を行い、当組合に適した経営手法の選定について検討を行う。

部会の構成

- ・当組合に最適な経営手法を選定するために必要となる 行政経営 法律 金融・経済 エンジニアリング(廃棄物)などの専門的な識見を有する部会員4名の選任を行う。

部会の設立時期及び開催回数

- ・平成20年9月に設立し、年度内に3回程度の部会を開催予定。
- ・他都市調査を実施予定。

(2) 報告事項

報告1 建設専門部会の新規部会員について

【事務局報告概要】

建設専門部会の新規部会員について

建設検討委員会建設専門部会において、基本計画と生活環境影響評価について専門的な事項を検討するため2名を追加選任する。

報告2 中間処理施設基本計画及び生活環境影響調査について

【事務局報告概要】

中間処理施設の基本計画について

「ごみ搬入車の動線計画」や「施設の配置計画」、また、地元と協定を締結するための「環境基準値」など中間処理施設の基本計画の策定に必要なデータの収集及び整理等の業務委託の発注準備を進めている。

生活環境影響調査について

生活環境影響調査は、廃棄物処理施設の設置にあたり周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を行うものである。

今年度は、どのような項目についてどの地点で調査を行うか等について計画書を作成する。作成に必要な地域特性などのデータの収集及び整理等の業務委託の発注準備を進めている。